

日医発第 1940号(介護)  
令和 5 年 1月 11日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

「令和 3 年介護サービス施設・事業所調査の概況」送付について

平素より介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今般、令和 3 年介護サービス施設・事業所調査の結果がまとまり、厚生労働省より当該資料を入手致しましたので、ご送付申し上げます。

本調査は、全国の居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び介護保険施設を調査対象とし、介護サービスの提供体制、提供内容等の状況を把握するために毎年行われ、令和 3 年 10 月 1 日現在の状況について調査を実施しています。

なお、本資料につきましては、厚生労働省のホームページにおいて、下記のアドレスで公開されておりますので、あわせてお知らせいたします。介護保険制度運営等の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

記

○添付資料

・令和 3 年介護サービス施設・事業所調査の概況 (令和 4 年 12 月 27 日公表)

※厚生労働省ホームページ・掲載アドレス

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service21/index.html>

以上



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



政府統計

令和4年12月27日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室

室長 飯郷 智子

室長補佐 神棒 一貴

介護統計第一・二係(内線 7567・7568)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-3107

# 令和3年 介護サービス施設・事業所調査の概況

## 目 次

調査の概要	1頁
結果の概要	
1 施設・事業所の状況	
(1) 施設・事業所数	3頁
(2) 施設別定員の状況	4頁
(3) 介護保険施設の定員、在所(院)者数、利用率	4頁
(4) 開設(経営)主体別施設・事業所の状況	5頁
2 従事者の状況	
職種別従事者数	6頁
3 利用者の状況	
利用者1人当たり利用回数	7頁
用語の定義	8頁

令和3年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。  
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>)

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

### (1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)

### (2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所(地域包括支援センター)については層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

調査の対象及び客体系数

	調査客体系数 <sup>1)</sup>	回収客体系数 <sup>2)</sup>	集計客体系数 <sup>3)</sup>	回収率(%) <sup>4)</sup>
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 421	7 772	7 765	92.3
介護老人保健施設	4 285	3 926	3 921	91.6
介護医療院	618	570	569	92.2
介護療養型医療施設	432	394	385	91.2
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 593	1 415	1 311	88.8
介護予防訪問看護ステーション	13 647	12 472	12 215	91.4
介護予防通所リハビリテーション	8 489	7 693	7 462	90.6
介護予防短期入所生活介護	11 361	10 396	10 301	91.5
介護予防短期入所療養介護	5 015	4 562	4 515	91.0
介護予防特定施設入居者生活介護	5 187	4 596	4 588	88.6
介護予防福祉用具貸与	7 829	6 176	6 079	78.9
特定介護予防福祉用具販売	7 810	6 172	6 078	79.0
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 712	3 191	2 979	86.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 248	4 637	4 560	88.4
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 820	12 474	12 385	90.3
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	※ 2 820	2 683	2 679	95.1
居宅サービス事業所				
訪問介護	※ 12 901	10 179	9 739	78.9
訪問入浴介護	1 746	1 525	1 491	87.3
訪問看護ステーション	14 006	12 774	12 494	91.2
通所介護	※ 15 791	13 761	13 640	87.1
通所リハビリテーション	8 579	7 773	7 533	90.6
短期入所生活介護	11 899	10 874	10 775	91.4
短期入所療養介護	5 120	4 656	4 608	90.9
特定施設入居者生活介護	5 620	4 976	4 971	88.5
福祉用具貸与	7 964	6 243	6 136	78.4
特定福祉用具販売	7 832	6 180	6 086	78.9
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 227	1 054	1 013	85.9
夜間対応型訪問介護	243	201	187	82.7
地域密着型通所介護	20 147	16 833	16 523	83.6
認知症対応型通所介護	4 044	3 485	3 254	86.2
小規模多機能型居宅介護	5 723	5 058	4 978	88.4
認知症対応型共同生活介護	14 164	12 802	12 744	90.4
地域密着型特定施設入居者生活介護	369	336	335	91.1
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	827	756	748	91.4
地域密着型介護老人福祉施設	2 484	2 317	2 309	93.3
居宅介護支援事業所	※ 7 964	6 701	5 714	84.1

注:1) 調査客体系数は、基本票の活動中又は休止中の施設・事業所数である。「※」は抽出後調査票を配付した事業所数である。

2) 回収客体系数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

3) 集計客体系数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

4) 回収率(%)=「回収客体系数」÷「調査客体系数」×100で算出している。

### 3 調査の時期

令和3年10月1日

### 4 調査事項

#### (1) 基本票

- ① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

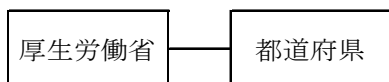
#### (2) 詳細票

- ① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所（院）者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

### 5 調査の方法及び系統

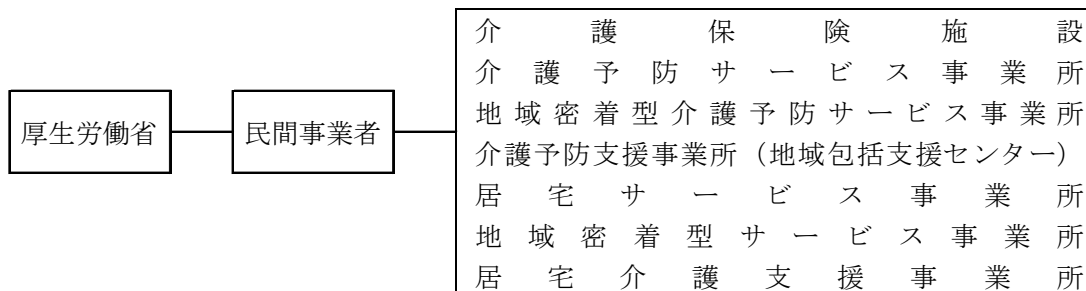
#### (1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配付・回収により調査を実施した。



#### (2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配付・回収により調査を実施した。



### 6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）で行った。

### 7 利用上の注意

#### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

#### (2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

#### (5) 表1、表2以外の数値は推計値である。

推計方法については、厚生労働省 HP (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2b.html#link02>) に掲載している。

# 結果の概要

この結果は、令和3年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

## 1 施設・事業所の状況

### (1) 施設・事業所数

介護保険施設の施設数をみると、介護老人福祉施設が8,414施設、介護老人保健施設が4,279施設、介護医療院が617施設、介護療養型医療施設が421施設となっている。

居宅サービス事業所の事業所数をみると、訪問介護が35,612事業所、訪問看護ステーションが13,554事業所、通所介護が24,428事業所となっている。

地域密着型サービス事業所の事業所数をみると、対前年増減率が大きく上昇しているのは定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）で、それぞれ、1,178事業所（対前年7.2%増）、817事業所（対前年14.9%増）となっている。（表1）

表1 施設・事業所数（基本票）

	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 414	8 306	108	1.3
介護老人保健施設	4 279	4 304	△ 25	△ 0.6
介護医療院	617	536	81	15.1
介護療養型医療施設	421	556	△ 135	△ 24.3
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 483	1 561	△ 78	△ 5.0
介護予防訪問看護ステーション	13 221	12 115	1 106	9.1
介護予防通所リハビリテーション	8 225	8 274	△ 49	△ 0.6
介護予防短期入所生活介護	11 256	11 134	122	1.1
介護予防短期入所療養介護	4 966	5 098	△ 132	△ 2.6
介護予防特定施設入居者生活介護	5 174	5 033	141	2.8
介護予防福祉用具貸与	7 648	7 463	185	2.5
特定介護予防福祉用具販売	7 636	7 506	130	1.7
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 445	3 536	△ 91	△ 2.6
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 145	5 076	69	1.4
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 703	13 612	91	0.7
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5 280	5 249	31	0.6
居宅サービス事業所				
訪問介護	35 612	35 075	537	1.5
訪問入浴介護	1 705	1 708	△ 3	△ 0.2
訪問看護ステーション	13 554	12 393	1 161	9.4
通所介護	24 428	24 087	341	1.4
通所リハビリテーション	8 308	8 349	△ 41	△ 0.5
短期入所生活介護	11 790	11 668	122	1.0
短期入所療養介護	5 068	5 220	△ 152	△ 2.9
特定施設入居者生活介護	5 610	5 454	156	2.9
福祉用具貸与	7 770	7 545	225	3.0
特定福祉用具販売	7 657	7 529	128	1.7
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 178	1 099	79	7.2
夜間対応型訪問介護	221	220	1	0.5
地域密着型通所介護	19 578	19 667	△ 89	△ 0.5
認知症対応型通所介護	3 753	3 868	△ 115	△ 3.0
小規模多機能型居宅介護	5 614	5 556	58	1.0
認知症対応型共同生活介護	14 085	13 977	108	0.8
地域密着型特定施設入居者生活介護	365	354	11	3.1
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	817	711	106	14.9
地域密着型介護老人福祉施設	2 474	2 413	61	2.5
居宅介護支援事業所	39 047	39 284	△ 237	△ 0.6

注：複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

## (2) 施設別定員の状況

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が 586,061 人、介護老人保健施設が 371,323 人、介護医療院が 38,159 人、介護療養型医療施設が 13,533 人となっている（表 2）。

表 2 施設数、定員（基本票）

各年10月1日現在

	施設数				定員(人)			
	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)	対前年		令和3年 (2021)	令和2年 (2020)	対前年	
			増減数	増減率 (%)			増減数	増減率 (%)
介護老人福祉施設	8 414	8 306	108	1.3	586 061	576 442	9 619	1.7
介護老人保健施設	4 279	4 304	△ 25	△ 0.6	371 323	373 342	△2 019	△ 0.5
介護医療院	617	536	81	15.1	38 159	33 750	4 409	13.1
介護療養型医療施設 <sup>1)</sup>	421	556	△ 135	△ 24.3	13 533	19 338	△5 805	△ 30.0

注:1)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

## (3) 介護保険施設の定員、在所（院）者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が 69.6 人、介護老人保健施設が 87.0 人、介護医療院が 62.5 人、介護療養型医療施設が 32.5 人、1施設当たり在所（院）者数は、それぞれ 66.5 人、76.9 人、58.1 人、27.0 人となっており、利用率は介護老人福祉施設、介護医療院で9割を超えている（表 3）。

表 3 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所（院）者数、利用率（詳細票）

各年10月1日現在

	1施設当たり定員(人) <sup>1)</sup>		1施設当たり在所(院)者数(人)(9月末)		利用率(%) <sup>2)</sup> (9月末)	
	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)
介護老人福祉施設	69.6	69.3	66.5	66.6	95.5	96.0
介護老人保健施設	87.0	86.9	76.9	76.9	88.3	88.5
介護医療院	62.5	63.0	58.1	59.1	92.9	93.9
介護療養型医療施設 <sup>3)</sup>	32.5	34.4	27.0	29.3	83.2	85.2

注:1)詳細票における施設数及び定員から算出しており、基本票における施設数及び定員から算出した数値とは一致しない場合がある。

2)「利用率」は、定員に対する在所(院)者数の割合である。

3)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(4) 開設（経営）主体別施設・事業所の状況

介護保険施設の種類ごとに開設主体別施設数をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が 95.1%と最も多く、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設では「医療法人」が 75.6%、89.3%、80.4%とそれぞれ最も多くなっている（表4）。

介護サービス事業所の種類ごとに開設（経営）主体別事業所数をみると、多くのサービスで「営利法人（会社）」が最も多くなっているが、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が最も多く、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護では「医療法人」が最も多くなっている（表5）。

表4 開設主体別施設数の構成割合（詳細票）

(単位：%) 令和3年10月1日現在

	総数	都道府県	市区町村	広域連合・一部事務組合	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉協議会	社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	医療法人	社団・財団法人	その他の法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.8	2.6	1.1	0.1	0.3	95.1	・	-	0.0	・
介護老人保健施設	100.0	-	3.1	0.5	1.6	0.0	15.5	75.6	2.8	0.9	0.0
介護医療院	100.0	0.2	1.9	0.3	1.0	0.2	1.3	89.3	3.5	0.5	1.8
介護療養型医療施設	100.0	-	7.8	0.3	1.0	-	1.0	80.4	1.6	0.8	7.1

表5 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細票）

(単位：%) 令和3年10月1日現在

	総数	地方公共団体	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人(会社)	特定非営利活動法人(NPO)	その他
居宅サービス事業所										
(訪問系)										
訪問介護	100.0	0.2	...	15.7	5.4	1.4	1.9	70.3	4.9	0.3
訪問入浴介護	100.0	0.1	...	24.3	1.8	0.4	0.6	72.5	0.4	-
訪問看護ステーション	100.0	1.6	1.6	5.7	21.9	6.7	1.4	59.2	1.4	0.5
(通所系)										
通所介護	100.0	0.3	...	35.3	7.5	0.6	1.4	53.3	1.5	0.1
通所リハビリテーション	100.0	2.4	1.2	8.3	78.4	2.7	...	0.0	...	7.0
介護老人保健施設	100.0	2.8	1.8	16.6	74.8	3.2	...	-	...	0.9
介護医療院	100.0	5.4	2.7	-	86.3	4.2	...	-	...	1.4
医療施設	100.0	2.1	0.7	1.5	81.3	2.2	...	0.0	...	12.2
(その他)										
短期入所生活介護	100.0	1.3	...	84.9	2.8	0.1	0.3	10.2	0.4	0.1
短期入所療養介護	100.0	3.1	1.6	13.4	77.5	3.1	...	-	...	1.4
介護老人保健施設	100.0	2.8	1.6	16.0	75.5	3.2	...	-	...	0.8
介護医療院	100.0	2.9	1.6	-	89.9	3.8	...	-	...	1.9
医療施設	100.0	5.0	0.8	1.4	84.9	2.0	...	-	...	5.8
特定施設入居者生活介護	100.0	0.6	...	22.2	6.6	0.6	0.3	68.9	0.4	0.5
福祉用具貸与	100.0	0.0	...	2.0	1.3	0.6	1.0	94.3	0.5	0.2
特定福祉用具販売	100.0	-	...	1.6	1.1	0.6	1.0	95.0	0.5	0.2
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	-	...	27.3	17.0	1.8	3.8	48.8	1.0	0.3
夜間対応型訪問介護	100.0	0.6	...	39.7	5.5	1.9	2.4	48.5	1.4	-
地域密着型通所介護	100.0	0.3	...	12.0	3.7	1.0	1.0	75.9	5.7	0.4
認知症対応型通所介護	100.0	0.2	...	41.8	11.2	1.0	1.4	38.8	5.3	0.3
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	...	32.2	11.4	0.7	2.3	47.7	5.4	0.3
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	...	24.8	15.6	0.5	0.6	54.4	3.9	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	...	31.7	17.4	0.6	0.6	47.9	1.7	0.3
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	100.0	0.2	...	18.8	22.6	4.3	2.7	48.0	3.3	0.2
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	0.9	-	99.1	・	-	・	・	・	-
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	21.3	...	56.6	13.8	4.0	1.3	2.1	0.6	0.4
居宅介護支援事業所	100.0	0.7	...	23.7	15.2	2.7	1.9	52.6	2.7	0.5

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。

調査した開設（経営）主体以外は「…」とし、「その他」に計上している。

1) 「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

## 2 従事者の状況

### 職種別従事者数

職種別に従事者数をみると、介護保険施設では、介護老人福祉施設の介護職員は 295,957 人、介護老人保健施設の介護職員は 127,611 人となっており、訪問介護の訪問介護員は 512,890 人、通所介護の介護職員は 223,488 人となっている（表 6）。

表 6 職種別にみた従事者数（詳細票）

令和 3 年 10 月 1 日現在

	介護保険施設				訪問系			通所系					その他		
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設 <sup>1)</sup>	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護ステーション	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリテーション			短期入所生活介護 <sup>2)</sup>	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護
										介護老人保健施設	介護医療院	医療施設			
総数	486 697	273 797	31 748	16 541	544 439	24 671	148 885	475 775	223 182	67 109	897	57 069	354 179	191 428	257 267
医師	12 615	8 406	3 747	2 554	...	...	...	336	140	5 236	117	6 966	12 269	...	...
看護師 <sup>3)</sup>	27 418	29 732	6 072	3 346	...	5 993	92 139	38 225	16 593	3 903	86	4 330	20 658	16 123	*5 596
准看護師	16 515	19 344	3 987	2 246	...	3 748	8 437	25 845	10 392	2 310	35	1 955	13 354	7 119	*3 359
機能訓練指導員	11 920	...	...	...	...	...	...	59 989	33 504	...	...	...	12 012	6 905	...
看護師（再掲）	3 153	...	...	...	...	...	...	24 009	13 011	...	...	...	3 744	2 342	...
准看護師（再掲）	3 071	...	...	...	...	...	...	16 342	8 519	...	...	...	3 759	1 408	...
柔道整復師（再掲）	1 018	...	...	...	...	...	...	4 890	4 801	...	...	...	806	672	...
あん摩マッサージ指圧師（再掲）	599	...	...	...	...	...	...	1 714	1 838	...	...	...	452	278	...
はり師・きゅう師（再掲）	87	...	...	...	...	...	...	553	650	...	...	...	55	58	...
理学療法士	※ 2 391	14 857	1 610	982	...	...	22 579	※ 8 067	※ 3 179	11 257	137	13 269	※ 1 985	※ 1 382	...
作業療法士	※ 1 305	9 346	862	429	...	...	9 706	※ 3 853	※ 1 290	6 461	62	4 056	※ 1 034	※ 636	...
言語聴覚士	※ 296	2 572	461	179	...	...	2 750	※ 561	※ 217	1 579	16	1 133	※ 178	※ 131	...
介護支援専門員	14 060	8 542	1 100	584	...	...	...	...	...	...	...	...	7 124	...	** 15 464
計画作成担当者	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	6 589	24 745
生活相談員・支援相談員	13 602	10 965	...	...	...	...	...	57 288	37 859	...	...	...	14 186	8 553	...
社会福祉士（再掲）	3 833	3 657	...	...	...	...	...	4 727	2 620	...	...	...	3 288	993	...
介護職員（訪問介護員）	295 957	127 611	11 529	4 820	512 890	13 568	...	223 488	95 132	33 518	402	24 279	205 945	119 225	212 499
介護福祉士（再掲）	176 896	83 675	6 721	2 047	236 487	4 924	...	93 781	31 847	21 841	233	13 435	122 434	54 420	90 203
実務者研修修了者（再掲）	...	...	...	...	29 937	744	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旧介護職員基礎研修課程修了者（再掲）	...	...	...	...	6 838	48	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旧ホームヘルパー 1 級研修課程修了者（再掲）	...	...	...	...	13 932	124	...	...	...	...	...	...	...	...	...
初任者研修修了者（再掲）	...	...	...	...	218 340	2 397	...	...	...	...	...	...	...	...	...
生活援助従事者研修修了者（再掲）	...	...	...	...	895	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
障害者生活支援員	96	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
管理栄養士	9 974	5 927	903	536	...	...	...	2 174	456	2 289	32	793	7 767	...	...
栄養士	2 286	1 037	171	116	...	...	...	1 378	371	339	7	132	2 860	...	...
歯科衛生士	798	693	132	61	...	...	...	616	249	216	4	156	...	...	...
調理員	23 788	8 656	...	...	...	...	...	21 018	8 309	...	...	...	20 532	...	...
その他の職員	48 466	22 432	...	...	31 549	1 362	13 276	45 418	20 176	...	...	...	37 472	26 914	20 023

注：従事者数は実人員数である。

従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

事業所については、一部のサービスの抜粋である。

介護保険施設の職種については抜粋である。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「\*」は介護職員の再掲である。

「\*\*」は計画作成担当者の再掲である。

1)「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

2)「短期入所生活介護」は、空床利用型の従事者を含まない。

3)「看護師」は、保健師及び助産師を含む。



### 3 利用者の状況

#### 利用者1人当たり利用回数

令和3年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、訪問介護が21.1回、通所介護が9.4回となっている（表7）。

表7 利用者1人当たり利用回数（詳細票）

	各年9月	
	利用者1人当たり利用回数	
(単位：回)	令和3年 (2021)	令和2年 (2020)
介護予防サービス事業所		
（訪問系）		
介護予防訪問入浴介護	4.2	4.2
介護予防訪問看護ステーション <sup>1)</sup>	5.0	5.0
（通所系）		
介護予防通所リハビリテーション	5.7	5.6
介護老人保健施設	6.1	6.0
介護医療院	5.7	5.7
医療施設	5.5	5.4
（その他）		
介護予防短期入所生活介護 <sup>2) 3)</sup>	5.9	5.8
介護予防短期入所療養介護 <sup>3)</sup>	5.0	4.6
地域密着型介護予防サービス事業所		
介護予防認知症対応型通所介護	5.5	5.6
介護予防小規模多機能型居宅介護	18.9	18.5
居宅サービス事業所		
（訪問系）		
訪問介護	21.1	20.1
訪問入浴介護	4.8	5.0
訪問看護ステーション <sup>4)</sup>	7.7	7.5
（通所系）		
通所介護	9.4	9.4
通所リハビリテーション	8.2	7.9
介護老人保健施設	8.5	8.2
介護医療院	7.6	7.1
医療施設	7.8	7.6
（その他）		
短期入所生活介護 <sup>2) 3)</sup>	11.6	11.3
短期入所療養介護 <sup>3)</sup>	7.7	7.6
地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <sup>5)</sup>	94.2	96.7
夜間対応型訪問介護	11.0	7.8
地域密着型通所介護	8.2	8.1
認知症対応型通所介護	10.0	10.0
小規模多機能型居宅介護	37.3	37.1
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	44.1	42.9

- 注：1）「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。  
2）「（介護予防）短期入所生活介護」は、空床利用型の利用者を含まない。  
3）「（介護予防）短期入所生活介護」及び「（介護予防）短期入所療養介護」は、1人当たり利用日数である。  
4）「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。  
5）「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

# 用語の定義

## 1 介護保険施設

### (1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

### (2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

### (3) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

### (4) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

## 2 介護予防サービス・居宅サービス

### (1) 訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

### (2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

### (3) 介護予防訪問看護（ステーション）、訪問看護（ステーション）

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

### (4) 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### (5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

### (6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### (7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

### (8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

### **(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与**

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

### **(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売**

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

## **3 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス**

### **(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

### **(2) 夜間対応型訪問介護**

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

### **(3) 地域密着型通所介護**

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### **(4) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護**

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### **(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護**

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通い、又は短期間宿泊し、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### **(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護**

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

### **(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護**

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

### **(8) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）**

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

### **(9) 地域密着型介護老人福祉施設**

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

## **4 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）**

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

## **5 居宅介護支援事業所**

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

## 6 開設・経営主体

### (1) 日本赤十字社・社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

### (2) 独立行政法人

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

### (3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

### (4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

### (5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

### (6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

### (7) 営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社（会社法施行前の有限会社を含む）

### (8) 特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人